

# 運営規程

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 一般社団法人美濃青年会議所（以下「本会議所」という）の運営をより充実し、より明確かつ円滑ならしめるために本運営規程（以下「本規程」という）を設ける。

## 第2章 役員及び顧問

(役 職)

第2条 定款第31条第1項第5号に次の役職を置くことができる。

- (1) 事務局長 (2) 事務局次長 (3) 財務局長
- (4) 特別理事 (5) 室 長 (6) 委員長
- (7) 団 長 (8) 本 部 長 (9) 副室長
- (10) 副委員長 (11) 運営専務 (12) 総括幹事

第3条 本会議所の役員は、定款第33条に定める事項の他次の任務を有する。

### 1. 理 事 長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての総括責任をもつ。
- (2) 日本J C総会、東海地区、岐阜B C及び理事長会議に出席して本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。
- (3) 理事会において討議決定された事項を総会及び例会において報告し、又総会、例会において決議された事項を企画実施する。

### 2. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。
- (2) 担当室、委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各室、委員会の連絡調整をはかる。

### 3. 専務理事

- (1) 理事長、副理事長を補佐すると共に事務局及び担当室、委員会を統轄し、本会議所の運営の円滑化をはかる。

### 4. 事務局長

- (1) 理事長を補佐し、事務局を統轄する。

### 5. 事務局次長

- (1) 事務局長を補佐し、事務局の運営の円滑化をはかる。

### 6. 財務局長

- (1) 本会議所の会計に当る。

### 7. 特別理事

- (1) 日本J C、東海地区、岐阜B C関係の役員及び委員又特別の職務を

有する者が特別理事となる事ができる。

8. 室 長

(1) 室長は室を統轄する。

9. 副 室 長

(1) 副室長は室長を補佐し室事業の円滑化をはかる。

10. 委 員 長

(1) 委員長は委員会を統轄する。

11. 副委員長

(1) 副委員長は委員長を補佐し、委員会の運営の円滑化をはかる。

12. 団 長

(1) 団長は会議を統括する。

13. 本 部 長

(1) 本部長は団長を補佐し、活発な活動をはかり会議を運営する。

14. 運営専務

(1) 運営専務は、本部長を補佐し、会議運営の円滑化をはかる。

15. 総括幹事

(1) 総括幹事は室長または委員長、本部長を補佐し、それぞれの運営の円滑化をはかる。

16. 監 事

(1) 監事は定款第34条に定める事項の他、総会、例会、理事会に出席し、所見を述べなければならない。

17. 顧 問

(1) 顧問は、総会、例会、理事会、執行部会に出席し、総評を述べる事ができる。

### 第3章 理 事 会

(理事会の開催日)

第4条 定款第41条第2項により通常理事会は原則として毎月23日に開催する。但し23日が日曜・祝祭日の場合は翌日とする。23日が土曜日の場合は翌々日とする。

(理事会の出席要請)

第5条 正会員は、理事長の要請のあった場合は、理事会に出席しなければならない。

(審議事項の提出)

第6条 理事長は理事より提出された審議事項を理事会に提出し、審議しなければならない。

### 第4章 執行部会

(執行部会の構成)

第7条 執行部会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び必要とする役員をもって構成する。

(執行部会の開催)

第8条 執行部会は原則として毎月1回開催し、理事長は必要に応じて臨時執行部会を開催することができる。

(執行部会の決議事項)

第9条 執行部会は、理事会に提出する議案、理事会より委託された事項及び緊急を要する事項を審議処理する。

(執行部会審議事項の報告)

第10条 執行部会において審議処理された事項の経過ならびに結果を理事会に報告しなければならない。

## 第5章 例会・室及び委員会

(例 会)

第11条

(1) 定款第49条第1項により例会は原則として毎月8日に開催する。但し、8日が日曜・祝祭日の場合は翌日とする。8日が土曜日の場合は翌々日とする。但し、理事会で了承があれば変更することができる。

(2) 例会は原則として午後6時30分以降より3時間とする。但し、理事会で了承があれば変更することができる。

(室及び委員会)

第12条 室及び委員会は原則として毎月1回以上開催する。

## 第6章 委員会の構成並びに活動分掌及び機能

(委員会の設置)

第13条 定款第50条により次の委員会を置く。

- (1) 地域力向上委員会
- (2) 人間力向上委員会
- (3) 55周年実行委員会
- (4) 事務局
- (5) 必要に応じて理事会の議を経て特別の委員会を設けることができる。

(委員会の業務)

第14条 各委員会の業務は次の通りとする。

- (1) 地域力向上委員会
  - ①まちづくりに関する事業

- ②例会の企画・実施（5月・9月・11月）
  - ③55周年実行委員会との連携
  - ④日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
  - ⑤会員拡大への対応
  - ⑥諸団体への協力
- （2）人間力向上委員会
- ①例会の企画・実施（6月・10月）
  - ②12月忘年会・卒業式の企画・実施
  - ③55周年実行委員会との連携
  - ④日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
  - ⑤会員拡大への対応
  - ⑥諸団体への協力
- （3）55周年実行委員会
- ①創立55周年記念事業の企画・実施（4月）
  - ②創立55周年祝賀例会の企画・実施（7月）
  - ③日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
  - ④会員拡大への対応
  - ⑤諸団体への協力
- （4）事務局
- ①1月例会の企画・実施
  - ②ブロック公式訪問への対応
  - ③中青会合同例会への対応
  - ④岐阜ブロック大会への対応
  - ⑤JC青年の船「とうかい号」への対応
  - ⑥ホームページの運営
  - ⑦アルバム作成並びに記録と保全管理
  - ⑧総合基本資料の作成
  - ⑨LOM褒章の選出並びに卒業記念品の選定
  - ⑩総会・理事会の準備および設営
  - ⑪総会・理事会の議事録の作成および保存
  - ⑫財務諸表の作成及びその他財務に関する処理
  - ⑬会員の慶弔への対応
  - ⑭定款その他諸規定の検討
  - ⑮会員の出席の把握
  - ⑯委員会報告書の管理
  - ⑰日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
  - ⑱会員拡大への対応
  - ⑲諸団体への協力
  - ⑳その他各号に付帯する行事

第15条 委員会において決議した事項は理事会の議を経て執行する。

(委員会の報告)

第16条 委員会は、委員会の協議した結果をすみやかに書面にて理事長に報告する。

## 第7章 出席義務

(出席義務)

第17条 (1) 正会員は各年度の総会、例会に50%以上の出席義務を有する。

(2) 正会員は事業年度に関係なく正当な理由なくして3回連続して例会に欠席してはならない。

(3) 次の事項の場合は例会に出席したと見なす。

①他青年会議所へアテンダンス

②日本J C・東海地区・岐阜B C等の会合に出席したため例会に出席できなかった場合。

## 第8章 賞 罰

(褒 賞)

第18条 本会議所の目的達成に著しい功績があった個人又は団体に対して理事会の決定により褒賞を行う。褒賞の方法についてはその都度理事会で決定する。

(表 彰)

第19条 出席優秀会員褒賞規程に基づき年間出席率の優秀な会員は表彰する。

(ペナルティ)

第20条 次の各項に該当する場合はトレーニング会費を徴収することができる。

(1) 総会、例会に遅刻(100円)早退(100円)欠席(500円)但し無届けの場合は倍額を徴収する。

(2) 総会、例会にJCバッジを着用しない場合(100円)但し、6. 7. 8. 9月において上着を着用しない場合はこの限りではない。

(3) 総会、例会にネームプレートを着用しない場合(100円)

(4) 総会、例会にてネクタイの着用をしない場合(100円)但し、6. 7. 8. 9月においてはこの限りではない。

(5) 年間出席数28点以下の場合(3,000円)(出席優秀会員褒賞規程参照)

(6) 返信連絡をしない場合(100円)

(7) 理事会で必要と認めた事業及び会合についてはペナルティを徴収することができる。

## 第9章 雑 則

第21条 本規程に定めるもののほか、本会議所運営に関する必要事項は理事  
において決定する。

## 会員資格規定

### 第1章 新入会員

第1条 定款第7条の規定する資格ある入会希望者は正会員2名以上の推薦に  
より入会申込書、必要書類を添えて署名、押印して推薦者を経て入会の申込  
みをする。

第2条 推薦者は在籍1年以上にして前年出席率70%以上の正会員であること。

第3条 前条の規定する推薦者は新入会員の出席並びに会費納入その他の義務  
につき1年間の連帯責任を負う。

第4条 入会の申込みがあった時は会員拡大委員会に選考を依頼する。

第5条 会員拡大委員会は入会申込者の資格につき綿密な調査・選考をした後、  
資格の有無を理事長に報告する。

第6条 理事長は委員会の報告を受けたならば速やかに次の事項を行わなけれ  
ばならない。

(1) 資格有りの報告の場合所定の委員会に原則として3回の研修を行う  
よう委嘱する。研修終了後ただちに理事会にその結果を報告し賛否を問  
う。

(2) 資格無しの報告の場合にその旨を報告し推薦者を通じて入会申込者  
に返答する。

第7条 理事会においての承認は出席構成員のうち議決権の有するものの3分  
の2以上の賛成を得なければならない。

第8条 理事会において入会を承認された者は新入正会員として会員に通知す  
る。

### 第2章 会 費

第9条 定款第13条により、会員の入会金及び会費は次の通りとする。

(1) 正会員の入会金は金25,000円とする。但し金15,000円は一般会計の  
収入とし、金10,000円は入会基金として基金会計の収入とする。

(2) 入会金の減免

理事長は、入会金減免申請書の提出があった場合、理事長の決議を  
経て入会金を減免することが出来る。尚、減免申請書は所定の書式とす  
る。

(3) 正会員の会費は年額金120,000円とする。中途入会者は月額10,000

円とし月額に残月数を乗じた金額をその年度の会費とする。

(4) 賛助会員の会費は年額金10,000円とする。

2. 前項の入会金及び会費の額については総会の決議によりこれを定める。

第10条 会費は一事業年度に所定の金額を徴収する。

第11条 理事会において徴収方法を変更した場合は全会員に通知する。

第12条 臨時会費は理事会において定め総会の承認を得て徴収する。

第13条 ある期の会費を未納のまま次期以降の会費を納入することはできない。

### 第3章 休 会

第14条 正会員が次に掲げる理由に該当することとなった時理事会は休会の承認をすることができる。

(1) 重大な疾病により3ヶ月以上にわたって療養を必要とする時。

(2) 3ヶ月以上にわたって美濃市を離れる時。

(3) 前各号のほか継続して出席できないきわめて重要な理由が生じた時。

2. 前項の承認を得るときは当該事項を証明する書類を添付して書面にて届出なければならない。

第15条 休会の承認を受けることのできる期間は1年以内とする。

第16条 (1) 休会した正会員は休会期間の終了と同時に通常に復帰しなければならない。

(2) 理事長は正会員の休会中といえどもその承認の基礎となった休会理由が消滅したと認められるに至った時は理事会の議を経て直ちに休会を停止し通常に復帰させることができる。

第17条 休会を認められた正会員は、当該期間中は定款並びに運営規程の規定する出席義務を免除する。

第18条 正会員が休会した場合においても会費の免除は軽減しない。

### 第4章 会員の失格

第19条 会員が次の事項に該当する行為があった場合、理事会は当該会員の退会を会員に報告する。

(1) 書面により退会の意志をなしたる場合。

(2) 本会議所の精神に反する行為があり、これを3名以上の会員が理事会に報告し理事会が当該会員の退会を適当と判断した場合。但し「本会議所の精神に反すると思われる行為」とは次の如きものである。

① 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき

② 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき

③ その他会員として適当でないと認められたとき

(3) 6ヶ月以上にわたり、会費の滞納があった場合。

(4) 正会員が正当な理由なくして3回連続して例会に欠席した場合。

- (5) 事業年度の総会及び例会の出席率が50%未満の場合。
- (6) 前記第3項、第4項、第5項に該当する者は理事会が勧告状を発送後10日間を経過して何等回答なきときは自然退会とする。

## 第5章 特別会員

第20条 特別会員は総会その他各種会合に出席し意見を述べることができる。

但し特別会員は表決権を有しない。

第21条 年齢制限に達した正会員は特に申し出のない限り特別会員の資格を有する。

## 第6章 雑 則

第22条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定する。